

## 令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

中津市

(都道府県: 大分県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	中津市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~ 令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>中津市では、第2期中津市版 まち・ひと・しごと創生総合戦略において『～住みたい、帰りたい、行ってみたい～暮らし満足No.1のまち中津』と題し、人口減少の抑制、雇用の確保、交流(関係)人口の拡大など地方創生に係る施策に重点を置いて取り組んでいる。</p> <p>この中で、結婚支援については、令和元年の市内婚姻数が410件、婚姻率が5.0%と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:平成27年婚姻数421件、婚姻率5.1%)。</p> <p>第2期中津市版 まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「安心づくり」「元気づくり」「未来づくり」を3つの基本目標としている。また、「安心づくり～誰もが生き生きと安心して暮らせるまち～」の中で</p> <p>①子どもを産み育てやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童対策の充実</li> <li>・子育てと仕事の両立を応援する環境づくり</li> <li>・出会い・結婚の希望実現のための支援</li> </ul> <p>を掲げている。</p> <p>中津市では「出会い・結婚の希望実現のための支援」に取り組んでおり、本事業はその一環として、新規に婚姻した世帯を支援し、過疎地域における少子化対策の強化及び定住の促進を目指すものである。</p>			
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3			
	1. 概要			
	・中津市内の過疎地域内を新生活の場とする新規に婚姻した世帯を対象に、家賃や引越し、リフォーム費用等への支援を実施。			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。			
	一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域内(旧三光村、旧日本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町)を新生活の場(住所地)とする世帯</li> <li>・5年以上過疎地域内で居住することを誓約できる方</li> <li>・令和3年度に結婚新生活支援事業による補助金を受給した世帯で、受給額が1世帯あたりの補助上限額に達しなかった方</li> </ul>				
2. ①申請見込み世帯数	8	世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	2	世帯	
			左記以外	
			6	
			世帯	
【積算根拠】				
1世帯上限額300,000円×6世帯(※支給見込み世帯件数)×2/3(補助率)=1,200,000円				
1世帯上限額600,000円×2世帯(※支給見込み世帯件数)×2/3(補助率)= 800,000円				
※支給見込み世帯数=①394×②10%×③20%=7.8件≒8件				
①「人口動態調査」平成29年度～令和元年度中津市年間婚姻実数平均394件				
②令和3年4月1日現在における下毛地域の市全体における20代・30代の人口割合約10%				
③該当者20%を想定				
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	0	世帯		
	0	円		
3. 広報の実施予定				
市報、市ホームページやSNSを活用				
不動産会社に対し、市が作成したチラシを配布				

令和3年度  
見込世帯数 5 世帯

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	%	1.89 (R8)	1.81 (R1)
	子どもが3人以上の世帯の割合	%	25 (R8)	23.3 (R1)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.81 (R1)	
	婚姻件数	件	410 (R1)	
	婚姻率	%	5.00 (R1)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	0 (R4. 1. 1)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0 (R4. 1. 1)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0 (R4. 1. 1)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	結婚新生活支援事業の都道府県主導型コースの取組で、県と他の市町村との連携を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	無			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。